

「事業計画と埋蔵文化財の関わりについて」（協議書）のご提出について

1. 届出時期

- ・事業の計画段階で協議書を提出してください。

※実際の工事着手にあたっては、工事着手の60日前までに「埋蔵文化財発掘の届出」（発掘届，文化財保護法第93条）を提出する必要があります。本協議はその前段階の手続きとなりますので、事業計画立案後出来るだけ早期に提出してください。

※計画の詳細な内容および下記添付書類に挙げた図面類が揃わない段階でも協議可能な場合がありますので、その際は町教育委員会へお気軽にお問い合わせください。

2. 記入方法（別紙記入例を参考にしてください）

- ・個人の方が住宅等を新築・増改築される場合、協議書標題部分の事業名称には個人名を含めず「個人住宅建築計画」等としてください。
- ・実施予定期間は、協議書提出時点で計画している予定時期をおおよそでも構わないので記入してください（「令和〇年〇月上旬」等）。
- ・計画されている予定期間を記載してください（協議の結果で確認調査および発掘調査が必要とされた場合、工事着手時期の変更についてご協力をお願いすることがあります）。

3. 添付書類（個人住宅建築・造成等の場合）

(1) 計画概要書

- ・工事の概要等を記載した書面（任意様式・別紙記入例を参考にしてください）

(2) 計画地を示した地図

- ・遺跡地図の写し（町教育委員会にて添付可）
- ・計画地の位置図（住宅地図等の写しに計画地を記入したものでも可）
- ・計画地の平面図（土地の形状と計画建築物等の配置を示したもの）

(3) 計画建築物等の図面

- ・配置図・平面図・基礎伏図・基礎断面図（立面図・外観図・間取図は不要です）
- ・地盤改良を行なう場合は平面図（杭伏図）・断面図（平面図に施工深度を記載する場合は省略可）

(4) 付帯構造物等の図面

- ・各種配管等……………平面図・断面図（平面図に埋設深度を記載する場合は省略可）
- ・便槽・浄化槽等……………平面図・断面図

(5) 計画地の改変に関する図面

- ・切土および盛土……………平面図・断面図（現況・計画高さを記載）
- ・擁壁等の構築物……………平面図・断面図
- ・敷地の舗装等……………平面図・断面図

(6) 現況写真

- ・ 開発行為を行なう場所の現況を示す写真（数枚程度、普通紙に印刷したもので可）

4. その他

(1) 地上部分の現状変更について

- ・ 地上部分の現状変更（基礎撤去を伴わない建物解体、ビニールハウス等簡易な構築物の解体、抜根を伴わない樹木の伐採等）については、本協議の対象となりませんので実施していただいても構いません。

(2) 地盤調査の実施について（資料提供のお願い）

- ・ 地盤改良の要否判定等のための地盤調査の実施については、多くの場合は問題ありませんが、事前にご一報いただくようお願いいたします。
- ・ 用地内の地盤調査を実施された場合は、遺跡調査の参考とさせていただくため、資料提供にご協力をお願いいたします。

※協議書は同一内容のものを2部（町教委受付用と県教委への進達用）必要となります。

※県教育委員会からの回答書送付（概ね2週間程度）、および事業内容について確認させていただくことがありますので、申請担当者様のご連絡先をお知らせください。

※本様式（ワード形式・PDF形式）および最新版の蔵王町遺跡地図（PDF形式）はインターネット（<http://www.dokitan.com/proce/>）でダウンロードできます。

[協議書様式]

記入例

協議者が文書番号を設けていない場合は、番号の記入は不要です。

第 号

令和 4年 8月 1日

(蔵王町教育委員会経由)

宮城県教育委員会教育長 殿

(文化財課 扱 い)

住所：刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地

氏名：蔵王 太郎

個人住宅建築、工場建設、電柱新設等、簡潔な事業内容を記載
※「蔵王太郎様邸」のように個人名は入れないでください。

個人住宅建築 計画と埋蔵文化財の関わりについて (協議)

このことについて、下記のとおり開発の基本計画を策定中ですが、開発の計画及び実施に当たり、文化財保護法の趣旨及び適用措置を十分に尊重いたしたく、関係書類を添えて協議いたします。

記

具体的な事業名を記載。上記の表題部と同じでも構いません。

1. 事業名： 蔵王太郎邸住宅建替工事
2. 事業実施年月日： 令和 4年 11月 1日 ~ 令和 4年 12月 20日
3. 事業実施予定地： 刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地
4. 協議対象遺跡： 〇〇遺跡 (05000)
5. 提出書類：

該当する遺跡名・遺跡番号を記載。「蔵王町遺跡地図」で確認するか、町教育委員会に照会してください。

①計画概要書

②位置図及び関係図面

①計画概要書、②位置図及び関係図面については別紙「協議書のご提出について」の説明をご参照ください。

6. 備考：

提出先 ☎989-0892

刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10 番地 (蔵王町役場東庁舎内)

蔵王町教育委員会 生涯学習課 文化財保護係

電話 0224-33-2328 FAX 0224-33-3831 info@dokitan.com

(記入様式のデジタルデータは <https://www.dokitan.com/proce/>)

記入例

[計画概要書様式（個人住宅等）]

計画概要書

事業名	蔵王太郎邸住宅建替工事		
事業の概要	既存住宅一棟を解体し、木造二階建専用住宅一棟を新築する。		
計画地	刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地		
遺跡名	〇〇遺跡 (宮城県遺跡登録番号：05000)		
時代	古墳・奈良・平安	種別	散布地
実施予定期間	令和 4年11月 1日 ~ 令和 4年12月20日		
事業面積	事業用地全体の面積 800 m ²	建築面積	120 m ²
建物構造	木造二階建		
基礎構造	鉄筋コンクリートベタ基礎 (最大掘削深度：現況(設)GL- 45 cm)		
地盤改良	柱状土壌改良50か所 (最大施工深度：現況(設)GL- 300 cm)		
敷地造成	切土 150 m ² (最大切土高さ：現況GL- 100 cm)		
	盛土 50 m ² (最大盛土高さ：現況GL+ 50 cm)		
	擁壁等：L型擁壁設置 (施工延長：20m, 掘削幅：100cm, 掘削深度：現況GL-100)		
敷地舗装	アスファルト舗装200 m ² (表層厚5 cm、路盤厚20 cm)		
給排水設備	給水管 (最大掘削深度：現況・設計GL- 45 cm, 掘削幅 50 cm) 排水管 (最大掘削深度：現況・設計GL- 60 cm, 掘削幅 50 cm) 雨水管 (最大掘削深度：現況・設計GL- 45 cm, 掘削幅 50 cm) 浄化槽 (最大掘削深度：現況・設計GL- 250 cm, 掘削面積 5.4 m ²)		
その他の掘削を伴う工事	既存住宅解体・基礎撤去 (鉄筋コンクリートベタ基礎) 既設浄化槽撤去 (掘削深度200 cm程度)		
担当者連絡先	989-0000 刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地 〇〇建築株式会社 設計課 蔵王花子 電話0224-33-0000 FAX0224-33-0000 (回答書送付および計画内容の確認にのみ使用します)		

事業の概要を簡潔に記載して下さい。

遺跡の名称・番号・時代・種別は「蔵王町遺跡地図」で確認するか、町教育委員会へ照会して下さい。

※現況GLと設計GLの高さが異なる場合は必ず記入して下さい。

敷地舗装を行なう場合はその面積と厚さを記入して下さい。

上記以外に掘削を伴う工事の計画があれば記入して下さい。